

はじめに

少子高齢化社会への対応、新しい時代の多様な市民ニーズによる行政需要の増大、地方財政の悪化、さらには地方分権の推進による分権型社会の到来など、地方行政を取巻く環境は大きく変化し、限られた資源の有効かつ効率的活用が、今日の行政運営に大きく求められています。

また、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを行うため、市民との協働によるまちづくりは必要不可欠であり、重要な要素となっています。

本市では、このような課題に対応するため行政評価システムを平成14年度から導入し、実施してきたところであり、平成23年度からスタートした第四次座間市総合計画では、各施策の進捗管理ツールとして位置づけ、総合計画の着実な推進を図っています。

今回の平成26年度版施策評価書は、第四次座間市総合計画に基づき作成した平成24年度施策評価書の公表以降、毎年度各施策の内部評価点及びまちづくり指標進捗度ランクを基に施策総合評価を行っているものです。

また、事業評価は平成26年度10月に行うことで、評価内容を平成27年度予算に反映させ、事業の進捗管理を行いました。

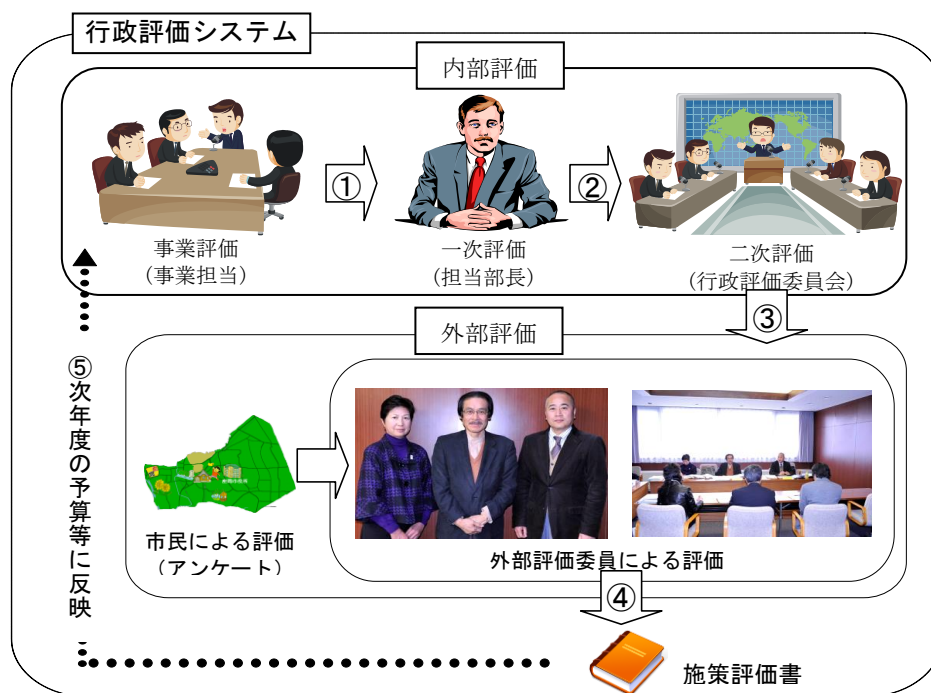
外部評価委員の総評及び市民アンケートは2年毎に実施し、本評価書は平成26年度実施分が反映されています。

1 行政評価

市では、市の将来像の実現に向けて第四次座間市総合計画を策定しています。市が目指す姿である「政策」に沿って、目標を達成するための「施策」を定め、さらに、「施策の方向」を示すことでそれぞれの役割を明確にし、施策の方向に沿った事業を行っています。

このことから、個々の事業を評価することにより、政策体系の上位にある政策・施策の評価に連動させることができます（5ページ別表1参照）。

また、座間市の行政評価は、予算事業と事業評価を行う事業が関連付けられていることから、行政評価を次年度以降の予算作成に生かすことにより、総合計画の進捗管理を行っています。



2 内部評価

(1) 評価方法

事業毎に、必要性、効率性、有効性、公平性、優先性の5つの視点について、10点満点で評価をしています。

-内部評価の評価基準-

| 視 点 | 評 価 基 準 | | |
|-----|---------------------------------|--------------------------------|--------------------------------|
| 必要性 | 施策（事業）の目的が現在の市民や社会のニーズにかなっているか？ | 事業の対象や内容は行政需要の変化に対応しているか？ | 国、県、民間、地域との役割分担から見て市が行う必要があるか？ |
| 効率性 | 予算や人員に見合った効果が得られているか？ | 他市と比べてコストはどうか？ | コスト（予算・人員）改善に取り組んでいるか？ |
| 有効性 | 事業を実施することでの施策目標達成への貢献度 | 成果を向上させる余地はあるか？ | — |
| 公平性 | 利用者や受益者が少数に限定されていないか？ | 受益者の費用負担は適当か？ | — |
| 優先性 | 施設内の他の事業と比較して優先的に実施すべきか？ | 延伸、廃止した場合に市民の生命・身体及び財産に影響があるか？ | — |

(2) 評価者

担当部局長による一次評価（平成26年10月実施）を行ったのち、行政評価委員会（副市長、企画財政部長、企画財政部次長、企画政策課長、財政課長）による二次評価（平成27年3月実施）を行っています。市行政全体を所管する企画・財政部門で全庁的な視点による二次評価を行い、客観性の確保を図っています。

(3) 評価対象事業

平成26年度、各施策の実現のために予算化された事業のうち、水道事業会計を除いた各施策の主な業務273事業を対象に、内部評価を行っています。

※この評価書には視点毎の平均値を記載しています。

3 外部評価

(1) 市民による評価（アンケート）平成26年5月実施

「まちづくりのための市民アンケート」は、総合計画の各施策に対し市民の方々が現状をどのように感じ、考えているのかを調査するため2年ごとに実施しています。

(2) 外部評価委員による評価（ヒアリング）平成27年2月実施

第四次座間市総合計画基本構想の52施策のうち、市民アンケート結果から「重要性」、「関心度」の高い施策や外部評価委員が選定した15施策を対象として、内部評価結果、市民アンケート結果等を踏まえ、3名の外部評価委員に評価していただきました。





外部評価委員による評価は、2年ごとに実施しています。（下図参照）

（外部評価委員による評価と市の対応サイクル図）

| | 1年目(H23) | 2年目(H24) | 3年目(H25) | 4年目(H26) | 5年目(H27) |
|--------|----------------|-----------|-------------|-----------|-------------|
| 市 | 第四次座間市総合計画スタート | 総合計画の進捗管理 | 評価・提言に対する対応 | 総合計画の進捗管理 | 評価・提言に対する対応 |
| 外部評価委員 | | 評価・提言 | | 評価・提言 | |

4 進捗よく度ランク（指標による評価）

各施策の「まちづくり指標」（別表2参照）の目標に対する進捗状況を「順調」、「やや順調」、「もう一歩」、「頑張ろう」で評価し、図で表現しました。

| 進捗よく度ランク | 図 | 平成26年度まちづくり指標進捗よく度 | 換算値 |
|----------|---|------------------------------|-----|
| 順調 |  | 進捗よく度が当該年度予定の70%以上である。 | 10点 |
| やや順調 |  | 進捗よく度が当該年度予定の20%以上～70%未満である。 | 8点 |
| もう一歩 |  | 進捗よく度が当該年度予定の-30%以上20%未満である。 | 6点 |
| がんばろう |  | 進捗よく度が-30%未満である。 | 4点 |

進ちょく度ランクを平準化するため、目標年度の平成32年度を100%とし、その目標を達成するまでの中間年度において、下表のとおり算定しました。

平成26年度に更新がない指標値は、平成25年度進ちょく度ランクを用いています。

(年度別進ちょく度ランク算定表)

| | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | H31 | H32 |
|---|----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|-----------------|----------------|-----------------|
| 😊 | 55%以上 | 60%以上 | 65%以上 | 70%以上 | 75%以上 | 80%以上 | 85%以上 | 90%以上 | 95%以上 | 100%以上 |
| 😐 | 5%以上 55%未満 | 10%以上 60%未満 | 15%以上 65%未満 | 20%以上 70%未満 | 25%以上 75%未満 | 30%以上 80%未満 | 35%以上 85%未満 | 40%以上 90%未満 | 45%以上 95%未満 | 50%以上 100%未満 |
| 😞 | -45%以上 5%未満 | -40%以上 10%未満 | -35%以上 15%未満 | -30%以上 20%未満 | -25%以上 25%未満 | -20%以上 30%未満 | -15%以上 35%未満 | -10%以上 40%未満 | -5%以上 45%未満 | 0%以上 50%未満 |
| 😓 | -45%未満 | -40%未満 | -35%未満 | -30%未満 | -25%未満 | -20%未満 | -15%未満 | -10%未満 | -5%未満 | 0%未満 |

$$\text{進ちょく度ランク} = (\text{最新値} - \text{開始値}) \div (\text{目標値} - \text{開始値}) \times 100$$

- 最新値・・・まちづくり指標の最新現状値
- 開始値・・・第四次座間市総合計画に掲載した当初のまちづくり指標の現状値（スタート値）
- 目標値・・・第四次座間市総合計画に掲載したまちづくり指標の平成32年度の目標値

5 施策総合評価

各施策の総合評価として、①進ちょく度ランク（各指標に基づくもの）②内部評価（各事業の総合評価点を平均した内部評価）の要素を数値化したものの平均値を施策の総合評価値として表示しました。

$$\text{施策総合評価} = (\text{まちづくり指標} + \text{内部評価}) \div 2$$

上記の計算結果をA～Dで表示しています。

A=10.0点～9.0点 B=8.9点～7.0点 C=6.9点～5.0点 D=4.9点以下

(別表1) 第四次座間市総合計画基本構想(政策・施策)体系・組織一覧表

| 政策 | 施策 | 施策の方向 | 政策 | 施策 | 施策の方向 | | |
|---------------------|----------------------------|---------------------------|---------------------------|-----------------------------------|---------------------------|---------------------------|-------------------|
| 1 笑顔あふれる健やかなまち | 01 健康づくり ・健康づくり課 | 健康づくり事業の啓発 | 3 共に考え共に歩む安心のまち | 13 市民生活・広聴 ・広報広聴人権課 | 消費生活センター機能の充実 | | |
| | | 母子保健の充実 | | | 消費生活情報の提供 | | |
| | 02 保健衛生 ・健康づくり課 | 生活習慣病予防対策 | | 質的向上の啓発 | 14 男女共同参画 ・広報広聴人権課 | 消費者団体の支援 | |
| | | 市民健康センターの運営 | | 相談体制の充実 | | 市民要望等の把握 | |
| | | 関係団体の育成 | | 性別役割分担意識の解消 | 15 人権・平和 ・広報広聴人権課 | 女性の市政等への参画促進 | |
| | | 予防接種の推進 | | DV被害者の支援 | | ワーク・ライフ・バランスの推進 | |
| | | 感染症の知識普及 | | 各種団体との連携・支援 | | 16 NPO・ボランティア活動 ・市民協働課 | 男女共同参画推進協議会等の運営 |
| | | 感染症の医療体制の構築 | | 人権教育・啓発活動の推進 | | | 市民活動サポートセンターの機能充実 |
| | | 食中毒予防運動の推進 | | 人権相談体制の充実 | | 市民の公益的活動支援 | |
| | 動物愛護思想の啓発 | 核兵器廃絶への取組み | | 17 コミュニティ活動 ・市民協働課 | 地域コミュニティのリーダー育成 | | |
| | 献血の推進 | 核兵器廃絶への取組み | | | コミュニティ施設の維持管理 | | |
| | 03 スポーツ・レクリエーション ・スポーツ課 | 施設の整備・充実 | | 地域活動等の支援 | 18 市民参画 ・市民協働課 | 市民参画機会の充実 | |
| 生涯スポーツの推進 | | パートナーシップの推進 | 市民による交流活動の支援 | | | | |
| 指導者・団体の育成 | | 市民による交流活動の支援 | 19 国内外交流 ・市民協働課 | 交流活動団体等の育成 | | | |
| 地域の活動場所の確保 | 居住外国人への庁内体制づくり | 20 窓口サービス ・戸籍住民課 | | 職員スキルの向上と人材確保 | | | |
| 情報提供 | 総合運動施設の調査研究 | | 21 交通安全 ・道路課 ・安全防災課 | 交通安全施設の整備 | | | |
| 04 医療体制 ・医療課 | 適正受診の啓発 | 交通安全教育と啓発 | | 22 防犯 ・安全防災課 | 駐車対策の推進 | | |
| | 広域救急医療体制の推進と充実 | 防犯活動・防犯組織の充実 | 23 防災・減災 ・安全防災課 | | 交通安全教育と啓発 | | |
| | 休日急患センターの管理運営 | 防犯活動団体の育成 | | 24 消防 ・消防総務課 ・消防管理課 ・予防課 | 防犯設備の整備 | | |
| 各種医療費の助成 | 犯罪情報等の提供 | 25 教育環境 ・教育総務課 | 各種防災機材等の維持・更新 | | | | |
| 災害時医療体制の充実 | 防犯活動団体の育成 | | 26 学校保健 ・学校教育課 | 防災体制の整備 | | | |
| 05 国民健康保険 ・国保年金課 | 医療費の適正化 | 防犯設備の整備 | | 27 教育活動 ・教育指導課 | 災害対応等の知識・技術の普及啓発 | | |
| | 保健税収納の確保 | 犯罪情報等の提供 | 28 生涯学習 ・生涯学習課 ・図書館 | | 災害情報等の収集・提供 | | |
| | 国民健康保険制度の運用 | 犯罪情報等の提供 | | 29 市民文化 ・生涯学習課 | 防災体制の整備 | | |
| 06 介護保険 ・介護保険課 | 介護保険制度の運営 | 災害情報等の収集・提供 | 30 青少年育成 ・青少年課 | | 火災予防対策の充実 | | |
| | 介護サービスの適切提供 | 水防対策の推進 | | 31 教育環境 ・教育総務課 | 情報機器等の整備 | | |
| | 情報や相談の提供体制の整備 | 水防対策の推進 | 32 学校保健 ・学校教育課 | | 情報機器等の整備 | | |
| 介護予防対策の充実 | 水防対策の推進 | 33 教育活動 ・教育指導課 | | 多面的な教育振興 | | | |
| 地域全体で支える体制の構築 | 水防対策の推進 | | 34 生涯学習 ・生涯学習課 ・図書館 | 教育センターの調査研究 | | | |
| 高齢者虐待防止対策の推進 | 水防対策の推進 | 35 市民文化 ・生涯学習課 | | 教育委員会の運営 | | | |
| 2 支え合い思いやり満ちたやさげのまち | 07 地域・高齢者福祉 ・福祉長寿課 | | 地域の協力体制の構築 | 25 教育環境 ・教育総務課 | 26 学校保健 ・学校教育課 | 健康管理の実施 | |
| | | ボランティアの育成 | 環境衛生の維持・改善 | | | 27 教育活動 ・教育指導課 | 環境衛生の維持・改善 |
| | | 福祉意識の普及啓発 | ボランティアの育成 | 28 生涯学習 ・生涯学習課 ・図書館 | 給食の施設・設備の充実 | | |
| | 高齢者の就労と生きがい対策 | 福祉意識の普及啓発 | 29 市民文化 ・生涯学習課 | | 教職員の福利厚生事業の支援 | | |
| | 在宅高齢者の自立支援 | 高齢者の就労と生きがい対策 | | 30 青少年育成 ・青少年課 | 保護者の経済的負担軽減 | | |
| | 高齢者の日常生活支援 | 在宅高齢者の自立支援 | 31 教育環境 ・教育総務課 | | 教育指導の計画的実施 | | |
| | 福祉施設の維持管理 | 高齢者の日常生活支援 | | 32 学校保健 ・学校教育課 | 地域連携による学校づくり | | |
| | 災害時の要援護者支援システム構築 | 福祉施設の維持管理 | 33 教育活動 ・教育指導課 | | 児童生徒に適切な指導・支援 | | |
| | 福祉団体の地域活動支援 | 災害時の要援護者支援システム構築 | | 34 生涯学習 ・生涯学習課 ・図書館 | 情報化・国際化教育の推進 | | |
| | 08 障がい者福祉 ・障がい福祉課 | 障がい者援護施設等の支援 | 福祉団体の地域活動支援 | | 35 市民文化 ・生涯学習課 | 調査研究や研修講座の充実 | |
| | | 地域福祉ネットワークの整備 | 障がい者援護施設等の支援 | 36 青少年育成 ・青少年課 | | 教育相談体制の充実 | |
| | | 生活用具等の援助 | 地域福祉ネットワークの整備 | | 37 生涯学習 ・生涯学習課 ・図書館 | 学習機会と拠点施設の充実 | |
| 在宅福祉サービスの推進 | 生活用具等の援助 | 38 市民文化 ・生涯学習課 | 学習環境の整備 | | | | |
| 障がい者健康維持・生活安定 | 在宅福祉サービスの推進 | | 39 教育活動 ・教育指導課 | 市民自主企画講座の支援 | | | |
| 障がい者の文化・スポーツ活動の推進 | 障がい者健康維持・生活安定 | 40 生涯学習 ・生涯学習課 ・図書館 | | 生涯学習活動指導者の養成 | | | |
| 障がい者福祉の啓発 | 障がい者の文化・スポーツ活動の推進 | | 41 市民文化 ・生涯学習課 | 生涯学習施設運営への市民参加推進 | | | |
| 権利擁護等の事業促進 | 障がい者福祉の啓発 | 42 青少年育成 ・青少年課 | | 文化施設の整備・維持管理及び運営 | | | |
| 自殺対策事業の推進 | 権利擁護等の事業促進 | | 43 生涯学習 ・生涯学習課 ・図書館 | 市民の文化活動支援 | | | |
| 障がい者の就労支援 | 自殺対策事業の推進 | 44 市民文化 ・生涯学習課 | | 歴史・伝統文化の保存と継承 | | | |
| 災害時の要援護者支援システム構築 | 障がい者の就労支援 | | 45 青少年育成 ・青少年課 | 青少年施設の充実 | | | |
| 09 保育対策 ・保育課 | 保育園等の施設定員確保 | 災害時の要援護者支援システム構築 | | 46 生涯学習 ・生涯学習課 ・図書館 | ボランティアの育成等の支援 | | |
| | 保育内容の充実と保護者支援 | 保育園等の施設定員確保 | 47 市民文化 ・生涯学習課 | | 青少年健全育成諸団体との連携 | | |
| | 私立保育園の支援 | 保育内容の充実と保護者支援 | | 48 青少年育成 ・青少年課 | 青少年相談業務の充実 | | |
| 私立保育園との連携 | 私立保育園の支援 | 49 市民文化 ・生涯学習課 | 青少年の健全化活動 | | | | |
| 小学校との情報連携強化 | 私立保育園との連携 | | 50 生涯学習 ・生涯学習課 ・図書館 | | | | |
| 児童の健全育成 | 小学校との情報連携強化 | 51 市民文化 ・生涯学習課 | | | | | |
| 10 子育て支援 ・子育て支援課 | 児童の生活保障の支援 | | 児童の健全育成 | 52 生涯学習 ・生涯学習課 ・図書館 | | | |
| | 児童ホームの運営 | 児童の生活保障の支援 | 53 市民文化 ・生涯学習課 | | | | |
| 11 生活困窮対策 ・生活支援課 | ひとり親家庭の支援 | 児童ホームの運営 | | 54 生涯学習 ・生涯学習課 ・図書館 | | | |
| | 子育てしやすい地域環境の整備 | ひとり親家庭の支援 | 55 市民文化 ・生涯学習課 | | | | |
| 12 市政広報 ・広報広聴人権課 | 生活保護世帯等の自立支援 | 生活困窮対策 | | 56 生涯学習 ・生涯学習課 ・図書館 | | | |
| | 生活安定支援 | 生活保護世帯等の自立支援 | 57 市民文化 ・生涯学習課 | | | | |
| 3 共に考え共に歩む安心のまち | 広報活動の展開 | 生活安定支援 | | 58 生涯学習 ・生涯学習課 ・図書館 | | | |
| | 情報提供体制の充実 | 広報活動の展開 | 59 市民文化 ・生涯学習課 | | | | |

| 政策 | 施策 | 施策の方向 |
|-----------------|----------------------------|--|
| 5 暮らし快適魅力あるまち | 31 公共交通 ・都市計画課 | 輸送力強化の促進 総合交通体系の整備 |
| | 32 まちづくり ・都市計画課 | 土地利用の規制・誘導 住居表示の推進 地域のまちづくりの推進 鉄道による市域分断解消 地域拠点計画づくりの推進 座間西部地域土地利用方針の具体化 座間東部地域土地利用方針の策定 |
| | 33 景観形成 ・都市計画課 | 景観特性を生かしたまちづくり |
| | 34 公園・広場・緑地 ・公園緑政課 | 公園・広場等の整備 協働による維持管理 緑地・樹木地等の確保と保全 緑化意識の高揚 |
| | 35 道路 ・道路課 | 都市計画道路の整備 道路等の整備・維持管理 狭あい道路の解消 うるおいのある道路空間創出 橋りよりの長寿命化対策 景観等に配慮した橋りよう整備 |
| | 36 住宅環境 ・建築住宅課 | 耐震診断・改修の普及啓発 建築指導の推進 市営住宅の居住環境確保 急斜面地パトロール事業の推進 営繕業務の事務効率化 |
| | 37 基地対策 ・特定政策推進室 | 返還に関する取組み 負担軽減策等の履行要請 返還土地の有効利用検討 基地周辺対策の充実強化 |
| 6 きよらかな水大切に守るまち | 38 上水道 ・水道経営課 ・水道施設課 | 上水道事業の健全運営 環境保全への貢献 水道水の安定供給 |
| | 39 下水道 ・下水道課 | 雨水対策事業の推進 下水道施設の整備・維持管理 下水道事業の健全経営 |
| 7 地球にやさしい活力あるまち | 40 環境保全 ・環境政策課 | 協働による環境保全 公害防止対策の推進 |
| | 41 湧水・地下水保全 ・環境政策課 | 地下水のかん養と管理 地下水・土壌の汚染防止 |
| | 42 資源循環社会 ・資源対策課 | ごみ減量・分別等の啓発 資源物の有効利用 収集体制の整備 不法投棄対策 |
| | 43 農業 ・農政課 ・農業委員会事務局 | 農地の有効利用・規模拡大 経営改善・地産池消の支援 農業生産基盤の整備 |
| | 44 商・工業 ・商工観光課 | 商工業の活性化促進 事業者間の連携促進 雇用・福利厚生への支援 |
| 45 観光 ・商工観光課 | 地域資源を生かした観光振興 観光協会等の支援 | |

| 政策 | 施策 | 施策の方向 |
|--------------------------|--|---|
| 8 未来志向柔軟な発想確かな行政経営 | 46 戦略経営 ・企画政策課 ・特定政策推進室 | 政策課題への機動的対応 行政評価の活用 行政改革の推進 広域行政の推進 ファシリティマネジメントの推進 |
| | 47 財政運営 ・財政課 | 効率的・機動的予算事務 財政情報の公表 |
| | 48 賦課・徴収 ・市民税課 ・固定資産税課 ・収納課 | 公平かつ適正な課税 市税徴収 市税申告・納税環境の充実 |
| 9 市民起点的確かな判断と行動信頼される行政運営 | 49 職員育成 ・職員課 | 職員研修の充実 適正な人事配置 服務規律の遵守徹底 職員の健康管理 職員給与の適正管理 |
| | 50 法務・情報公開 ・文書法制課 | 体制整備と情報提供の推進 人材育成 適切な文書管理 個人情報保護の取組み 情報公開条例等の適正運用 |
| | 51 電子自治体 ・情報システム課 | 電子自治体化計画の推進 維持管理及びシステムの開発保守 情報セキュリティ対策の実施 |
| | 52 財務・財産管理 ・財政課 ・財産管理課 ・契約検査課 ・会計課 | 公有財産管理システムの構築 市庁舎設備等の計画的更新 公用車の適正管理 エネルギー使用量の削減対策 契約事務 適正な審査出納 |